

ポリス国家と政治

Polis state and its government

今 井 直 重

(1) ポリスの性格(その一)

ギリシア国家においては個人の全生活はポリスのうちに没入し、国家から離れた個人は考えられなかった。アリストテレスがいうごとく、人はその本性上ポリス的な存在であって、ポリスのうちに住むことのない者は野獣である。人はポリスの一員となることによって、はじめて人間となることができるのである⁽¹⁾。この考え方は、ソクラテスがアテナイの青年を毒する者として訴追され、民衆裁判において死刑の判決がなされたとき、彼の弟子達はその判決の不当なることを理由として、彼の死刑を免れしめようと努力したが、ソクラテスはこれを斥けた。ソクラテスによれば、彼がポリスの一員であるからには、ポリスの命ずるところに絶対に服従しなければならないと考えたからである⁽²⁾。

ポリスにおいては、国家と個人との対立はなかったから、すなわち、個人が全くポリスのうちに没入していたので、個人的自由は存在しなかったのである。これについて、クーランジェーは、次のごとくのべている。「古代ポリスにおいては、国家と国民とは一致していたので、ポリスは超個人的な万能の権力を有し、個人は無条件にこれに服従しなければならなかった。国民はポリスの所属者として、ポリスの神を信奉し、儀式に参加することを強要されたので、信仰の自由も認められなかった。職務も、ポリスの計画に従って、各階級に配属して課せられ、職業選択の自由が奪われていた。兵役の義務も或る一定の者に対しては強制され、その者には身体的自由はなかった。教育についても本人並びに親の自由意思が許されず、すべてポリスの管理の下におかれた。更にポリスは些細な個人の私的生活にまで干渉したのである。婚姻・労働・飲酒等に至る

まで干渉し、全く個人の私的生活の自由も認められなかった。且つポリスは、罪のない国民を、単に愛国心が足りないというような漠然とした理由で、貝殻裁判に付し、これを国外に追放することができたのである。すなわち、古代ギリシアのポリス生活においては、信教の自由、職業選択の自由、身体の自由、教育を受ける自由、私生活の自由等すべての自由が認められなかった。⁽³⁾ またコンスタンは「ポリスにおいては、個人は、公事については、ほとんど常に主権者であるが、私事に関しては常に奴隷である。公民としては戦争や平和の決定に関与するが、私事に関しては、すべての行動について干渉・監督され、拘束を受けていた」とのべている。同様に、モールも「ギリシアにおいては個人はポリスに奉仕し、ポリスの繁栄のうちに、反射的に彼等の利益を見出した。近代においては、国家はすべて個人のために存在し、国民を幸福にすることに国家の使命が存するのである。ポリスにおいては、自由は統治に参与することに存し、近代国家においては、自由はできるだけ少なく統治されることに存する。ポリスにおいては、公民の役務は人格の完成であり、近代国家においては人格の解放である。⁽⁴⁾」

（註）

- (1) 国家は自然の所産である。人は本性上ポリスの動物であることは明らかである。そしてポリスの外にある者があれば、悪人か超人である。彼は同族なく、法律なく、家庭もないものである。ポリスのうちに住むことのできないもの、或いは自分で満足しているためにポリスのうちに住むことのできないものは獣か神である。彼はポリスの構成員ではない。

Aristoteles, *Politica*, 1252b.

- (2) ポリスは父母や祖先達のすべてよりも一層貴く、厳粛で、神聖であり、その命令には、そのまま従うべきである。

Platon, *Criton*, 49c.

- (3) Fustel de Coulanges, *La Cité Antique*, Liv. 3, Chap. 18, De l'omnipotence de L'État, PP. 265-269.

- (4) Mohl, *Die Geschichte und Literatur der Staatswissenschaften*, S. 58ff.

(2) ポリスの性格(その二)

古代ギリシア人の住んでいた世界は今日のギリシアよりは遙かに広汎な地域に亘っていた。ギリシア本土をはじめ、多島海の諸島、クレタ島、近代トルコの海岸、小アジアの海岸、イタリアの南西海岸、シンリー島、キプロス島、更に、黒海や地中海の周辺にまで及んでいた。ギリシア人はこれらの地域においてポリス⁽²⁾ (πόλις) とよばれる一小国家を形成していた。それらのうちでアテネとスパルタが最も典型的なるものである。ドラコン⁽³⁾ (Drakon 650 B. C. 頃)、ソロ⁽⁴⁾ (Solon 640-560 B. C.)、クレイステネス⁽⁵⁾ (Kleisthenes 600 B. C.)、ペリクレス⁽⁶⁾ (Perikles 495-429 B. C.) 等の大政治家を生み、ソクラテス (Sokrates 469-399 B. C.)、プラトン (Platon 429-347 B. C.)、アリストテレス (Aristoteles 384-322 B. C.) のごとき大哲学者を出したアテネは、世界史上燦然たる光輝を放っている。

ポリスを形成する単位は、個人ではなく家族であった。ポリスの結合紐帯は血縁・親愛であり、守護神であった。共同の守護神をもついくつかの家族が一つの集団をつくり、氏族 (φρατρία) を構成する。氏族は更に発展して、諸氏族が共同守護神をもつことによって部族 (γέφυλη) を形成するに至る。各部族はそれぞれ独立した集団であって、特殊性をもった小国家をなしていた。

古代ギリシアのアッティカ (Attica) においては、数百の家族が居住していたのである。各家族は家長の統率の下に割拠して独立の生活を営んでいた。これらの家族のうち、ケクロピダ家 (Cecropidae) の一族が後にアテナイに建設された丘陵に住み、アテナ⁽⁷⁾ (Athena) を守護神として共同生活をしてきた。その他大家族として、ウモルピダ家 (Eumolpidae)、ピタリダ家 (Phytalidae)、ゲフライ家 (Gephyraei) 等があって、それぞれ守護神を中心として、家長の統率の下に共同生活をしてきた。これらの家族が氏族をつくり、氏族が更に大同団結して部族をつくり、ポリスを形成するに至ったのである。アテナイの都市国家はケクロピダ家を中心として団結した多くの氏族や部族によって構成されたのである。

ケクロピダ家のテセウス (Theseus) が 12 の氏族を一つのポリスに結合せし

め、アテナの神を守護神として、アテナイの都市国家を建設したのである。かくのごとくして、ポリスは個々の家族によって構成されるものではなく、家族、氏族、部族から形成されるものである。個人は家族のうちに生まれ、ポリスのうちにおいて人間生活を完了することができるのである。人間は二つの戸（*θύρα*）を通して生まれることによって、はじめてほんとうの人間となり得るのである。⁽⁸⁾

古代社会においては神への信仰が、人を結合し、規律し、支配する最も大きな力をもっていた。守護神・共同祖神への信仰から団結力が生じ、その戒律から道徳や法が生まれた。守護神は家の神（*θεοὶ πατρῶν*）、氏族の神（*θεὸς φράτριος*）、部族の神（*θεὸς φύλιος*）であり、また都市の神（*θεὸς πολιεύς*）であった。宗教的理念こそ古代社会の成立の原理である。ポリスは何よりも守護神の殿堂の所在地である。人は守護神の宮居のあるところに住むべきものであった。

これらの都市国家の政治形態は、国により種々あり、同国にても時代により異なっていた。或る国家においては、主権は一人の専制君主に属し、他の国家においては、主権は少数の貴族に帰属し、また他の国家においては、主権はすべての自由民に賦与されていた。すなわち、自由民はすべて平等なる投票権を有し、政治上の重要事項を投票によって決定する権利をもっていた。ホメロス（Homeros B. C. 9 世紀）の時代には族父的君主制（Tribal monarchy）が行われていた。紀元前 6 世紀頃には貴族的寡頭政治（Aristocratic oligarchy）が行われるようになった。その後貴族と平民との争いに乗じて、貴族制を打倒して政権を掌握した僭主（Tyrannis）なるものが生じた。アリストテレスは政治学において、国の政治形態には、君主政態（Monarchy）、貴族政態（Aristocracy）、民主政態（Democracy）があるとし、これらの政態が墮落するときは暴君政態（Tyranny）、寡頭政態（Oligarchy）、愚民政態（Ochlocracy）になるとしている。しかしギリシアにおいては、全住民の大部分は奴隷であったので、政治に参与する権利を有していた自由民は甚だ少数であった。

古代ギリシアの君主政治国家は数個の団体が連合団結して一つの君主国家を形成し、一つの政府を構成し、この政府の中核は長者会議（Gerontes）、すなわち、貴族の家長の合議体であって、一種の親睦会であった。長者会議の召集者

は国王であって、会議は国王主宰の下に行われた。更に古代ギリシアの国王は名門の首長の連合總會、すなわち、家門連合總會を召集して、長者会議において決議すべき法案を審議したのである。家門連合總會とは最も古い血族団体の族長の会議であって、これを主宰する権限は長者会議におけると同様に国王に属していた。

議場においては、国王の左右に家門連合総会員が着席し、その前に長者会議員が席を占めた。国王が議案を提出した。これに関して長者会議員は国王と会食場において決定した議案を説明した。家門総会議員は、長者会議員の説明を聴いて、発言して賛成の意を表するか、沈黙して反対の意を表するのみにて、投票採決することはなかった。しかし結局は長者会議の決議案に賛成するより仕方がなかった。

かくのごとくにして立法権は国王と長者会議員とによって行使されたごとく、司法権も両者によって行われた。国王は国内の最高位にある権力者であり、その富においては第一の富豪であって、その直轄領の人民の間の訴訟は自ら裁判を行った。また諸部族団員の間の訴訟については、国王と長者会議員とが合同で審理し、長者会議員が順次意見を述べ、最後に採決して、その過半数の意見に従って判決をした。

国王には、国家創建の当初、最も古い家柄の最高権者を奉戴し、その直系の長男子が世襲し、国家統治の大権を掌握していた。国王は国家の首長として、更に他の特権を認められていた。国王は国家の祭祀長であって、国家的式典を統裁する権能を有し、神祇に対する関係において国民の代表者であった。また戦時においては国民の総司令官として大元帥であった。

国民は国王を敬い献納品を贈り、公有地の使用を認め、国王に何等の国民に対する義務を要求しなかったのは、国民が国王を君主というよりは父と考え、その族長と信じていたからである。

ホメロスの詩にあらわれたデーモス (*δήμος*) とは多数の氏族、すなわち、家門 (*Gentes*) の集合体を称したものである。これらの家門はそれぞれ半独立の団体をなし、互いに隔離して定住し、各家門の族員は村落をなして群居し、独自の生活をしてきた。国王はこれらの諸家門の連合体の首長であって、その

政府は連合体の中心地である都市にあったのである。ホメロス当時の都市は国王及び補助祭祀官並びにその従者、諸家族等の居住していたところであった。一般に丘陵の頂上にあつて、一個の城砦をなし、一旦外寇に遭えば、周囲に居住する連合諸家門の族員達が来て難を避けるところとなつていた。また城壁内には神殿があつて国民は礼拝するために参拝していた。そこには市場 (agora) があつて商業の中心地でもあつた。しかし国民は各家門毎に別々に団体生活をしていた。各家門もその団体の会議を有し、法律を制定し、各族員はこれに服従する義務があり、国家もこれを尊重したのである。⁽⁹⁾ 家門会議を主宰する者は一族の祭祀官であり、裁判官であり、主将である世襲の首長であつて、一族の首長でもあつた。一族は更に若干の支族に分かれ、支族長があつた。一族の首長はすべての支族長の首長であつた。一家門全体を通じてその族員間に同胞の誼があり、共同の礼拝所、祭典、共同の埋葬地があつた。族員間には互いに相続権を授受することができた。一族員の他の族員に対する負債は、その族員の連帯責任として負荷していた。その族員間の裁判はすべて族長がこれを裁いた。一族は一個の氏族政治団体をなしていた。

各家門は更に大きな共同の礼拝所において礼拝を行うために、相連合して宗族 (Phratry) を形成した。各氏族が更に大きな共同礼拝を行うために部族 (Tribe) を構成した。この部族がいくつか結合したものが都市国家である。各氏族、部族はそれぞれ共同の神祇に奉仕し、同一神話上の英雄を共同の祖先として推戴し、それぞれの祭祀長を首長とし、祭典を行い、会議を開催した。

都市国家は部族の後に成立した部族連合体であつたが、国王の召集した家門総会や長者会議に代表せられたものは氏族や部族ではなく、家門であつた。国家の政治組織は家門の上に基礎づけられていた。勿論、氏族は礼拝及び軍隊組織の単位であり、部族は礼拝の単位であつた。氏族・部族は軍隊編成や宗教的礼拝の単位ではあつたが、政治組織の単位ではなかつた。政治組織の単位は家族団体たる家門であつた。

その当時のアテネ市民の状況を見ると、人が生まれると6日を経て一定の儀式を行い、氏族の一員となる。その後数年を経て一定の儀式を行い氏族の一員となる。その後更に数年を経て一定の儀式を行い部族の一員となる。18歳に達

してはじめてアテネの市民たる資格を得ることができた。この儀式において、犠牲の炙肉の煙が立昇る前に立って誓詞を読んで常に都市の宗教を崇敬すべきことを誓った。この日から都市の公共礼拝に参加することができ、国民の資格⁽⁴⁾を取得したのである。

かくして、それぞれの家門の族長、氏族、部族の首長、都市国家の国王は一種の宗教的な観念に立脚するものであった。すなわち、家父長は家門の最高祭祀長であり、氏族長は氏族の最高祭祀長であり、部族長は部族の最高祭祀長であり、国王は都市の最高祭祀長であった。祭祀長たる資格が、その社会の支配者たる資格であった。

都市の公会堂 (Prytaneum) に巨大なる爐壇があって、都市の神のために供奉の聖焰を絶やすことが無かった。ここにおいて公共の会食を催し、各族の代表者が列席し、神祇に酒食を供した。国王が長者会議員を召集して、評議宴会を催したのも神祇に犠牲を奉供する聖宴であって、国王は祭祀長たる権限をもって臨み、これを統宰したのであった。

(註)

- (1) ギリシア人はヘレーン ("Ἑλλήν) 神の子孫であると信じ、自らをヘレネス (Hellenes) と称し、その住居地をヘラス (Hellas) とよんだ。ギリシアという名称は、ローマ人がこれらの地をグラエキア (Graecia) とよんだところから生じたのである。
- (2) ポリスはギリシアの各部族 (ethnos) がそれぞれ都市に集まって生活するためにつくられた政治団体であった。それゆえに、都市国家ともよばれ、大抵は海岸から数キロ離れた丘陵アクロポリス (Acropolis) を中心として形成され、その周囲は城壁をもって防備されていた。
- (3) ドラコンはアテネの立法者で、貴族出身で、紀元前 621 年にアテネ最初の成文法である、ドラコン法を制定した。その法は峻厳であるが、その意図は貴族の専制と民衆の不満とを調整することであった。刑法において、殺人に、謀殺・故殺・正当防衛殺の差を認めている。また血の復讐に対して国家権力の干渉を認めていることは注目に値する。
- (4) ソロンはアテネの政治家、貴族制の末期、紀元前 594 年、貴族と大衆との対立抗争の時、アルコン (Archon 執政官) に選ばれ、その調停に当る。国政を改

革して、貴族制より民主制に向わしめた。中小農民の保護育成、負債放免によって、公私の負債の帳消を宣言し、負債のため奴隷となった者を解放し、身体を抵当に供することを禁止した。かくして市民の自由は保障された。商工業の振興を目的とし、他国よりの移民には商工業者のみに市民権を与えた。度量衡と貨幣単位をこれまでのアイギナ系より、もっと広域に流通するイオニア系に改めた。更に金権政治（Plutocracy）を実施し、市民をその収入に応じて、500石（富豪級）、300石（騎士級）、200石（農民級）、無石（庶民級）の四等級に分ち、その等級に応じて政治上・軍事上の権利義務に差をつけた。アルコンは第一級のみから選ばれ、庶民級は民会と裁判に参加するだけであった。また400人より成る評議会（βουλή）と裁判所（陪審裁判所）を設けて、第一、第二、第三階級の者がこれに参加することにした。

- (5) クレイステネスはアテネの名門出身の政治家、民主制の樹立者である。ピシストラトス（Pisistratus）家の僭主制がたおれた後民衆の指導者となり、貴族派を斥けて国政を改革した（紀元前508年）。従来の血縁的な4部族制を解体して、全く地域的、分散的な10部族制に改めた。全国土を100の自治体としての区（demes）、地方小区に分かった。また僭主の出現を防止するために、オストラキスムス（Ostrakismos 貝殻・陶片追放）の制度をつくり、有力な政治家の僭主化する傾向のある場合に、その者を10年間、一切の公職から追放した（Aristoteles, *Politica*, V, 1302b）。従来は定員400人であった評議会を、500人に議員の定数を増加して、民権の伸張をはかった。
- (6) ペリクレスはアテネの大政治家、名門出身であるが、民主主義を愛した。政敵であったアテネの名將であり、政治的実権を握っていたキモン（512-449 B.C.）がスパルタのヘロット（Helots 隸農）の反乱鎮定の援助に赴いた（462 B.C.）不在中に、アレオパゴス会議（元老院）の権力をなくし、評議会、民会、民衆裁判所に分権し、民衆指導者としての地位をかため、陪審員その他の役人へ日当を給し、貧民には観劇料を与えた。広く植民市を建設し、海上の覇権確保につとめた。スパルタと30年間の平和条約を結び（440 B.C.）政治家と将軍を兼ね、事実上の独裁者となった。文芸を保護し、諸神殿を完成し、約15年間、輝かしいペリクレス時代をつくった。スパルタの侵寇に備えてペイライエオス港の改築、長城の建設等の準備を整えた。アテネの市民権は両親がアテネ人である子に相続されることになっていたが、ペリクレスは、この法律（451 B.C.）を破って、ミレトス人であった愛妾アスパシアとの間に生まれた小ペリクレスを自己の相続人とした。

- (7) アテナは知恵の女神であり、また芸術でもあった。
- (8) ユウリピデス (Euripides 485-406 B. C.) のバッカス (Bacchas)
- (9) クーランジェー著 古代国家 137頁
- (10) 前掲書 169-170頁

(3) ポリス国家の政治

完全な国家、ポリテイアの問題は人間の問題である。ソクラテスのような正しい人が死刑にされないような国家が望まれる。国家は個人の集合ではなく、統一体であって精神共同体である。国家を一つの拡大した正しい人間 (*ἄνθρωπος*) と考え、人間は適度に縮めた国家であると考えることができる。人間を考えるにはその国家を考えることが必要である。国家は大人間 (Macroanthropos) であり、人間は小国家 (Micropoliteia) である。それゆえに、人間の研究は国家の研究よりはじめることが必要である。

国家が生まれる原因は、個人個人が自足自給では完全な生活ができないので、⁽¹⁾ 多くの人々の協力が必要であるからである。国家は共存共栄、相互扶助の必要から生まれたものである。国家は多くの人々が一つの居住地に集まり、⁽²⁾ 公共の福祉のための分業を行うところである。国家構成員は分業で職能を行うことになる。国民はそれぞれ農民に、牧人に、職人に、商人に、貿易業者に、船員に、工人になることが必要である。国家内の人々はすべて自分の仕事をなす (*τὰ ἑαυτοῦ πράττειν*) べきであり、かくしてすべての人々の生活を豊かにすることができるのである。プラトンの国家は現実のいかなる国家よりも健全な国家であった。一人で多くの仕事をすることは不可能である。⁽³⁾ 例えば軍事については職業軍人に任せるべきである。軍人は国民の保護者であるとともに、国の守護者 (*φύλαξ*) である。国家の支柱をなすものは国家の公務員である。国家の品質は公務員の品質に比例する。

国家の発展ということは国家の道徳的発展ということである。⁽⁴⁾ 道徳ということは、その国家の都合によって定められた、その国のみに通用する道徳ではなく、普遍的妥当性を有する道徳、すなわち、人倫性でなければならない。⁽⁵⁾ 道徳問題に関係する国家の最高の配慮は国民の教育条件を完全ならしめること

である。⁽⁶⁾ 国家には自由と知恵と友愛とがなくてはならない。これが立法者の法を立てる目的である。⁽⁷⁾ また健全なる国家においては民主的要素と個人的權威、すなわち、自由と独裁とが結合されねばならない。⁽⁸⁾ 民主政態と独裁政態とが混合しない国家はよく組織された国家であるということはできない。プラトンの時代のアテネ国家についてプラトンは「アテネの民主主義は真の民主主義ではなく演劇政治（*θεατροκρατία*）である。それは愚民の煽動好みによるもの（*θηαυμαστός ἐρασίης*）である」⁽⁹⁾ とのべている。更にペルシアにおいては誰も支配する方法（*ἡ ὁδός ἀρχεῖν*）を知らなかったが、アテネにおいては誰も服従する方法（*ἡ ὁδός πειθαρχεῖν*）を知らないといって嘆いている。

勿論政治（*ἀρχεῖν*）には二つの大切な要素が必要である。政治する者の權威（*τὸ κῆρος*）とともに、他方において自由と結びついたものでなければならない。真の自由とは決して無政府的（*ἄναρχος*）、無法的（*ἄνομος*）なるものでなく、個人の拘束よりの解放（*ἐλευθερία*）でなければならない。国の主権者は王（*ὁ βασιλεύς*）ではなく、それは法の權威（*ἡ σεμνότης νόμου*）でなければならない。⁽¹⁰⁾ 主権者は個人というよりも、また或る階級というよりも何よりも公平なる法でなければならない。⁽¹¹⁾ また統治者も被統治者も生まれ（*γένος*）や富（*πολυφορία*）ではなく、法への全身の奉仕でなければならない。

民主主義は公務員を投票によって選び出されるのであるが、貴族主義においては公務員は平等に人間の能力的テストによって選び出されるのである。特殊の訓練がなければ、その地位を占めることができない。⁽¹²⁾ これが貴族主義（*ἀριστοκρατία*）の真の意義であって、貴族は世襲ではなく、能力によるのである。⁽¹³⁾

民主主義においては、人民が最高の支配者として最賢の人を選ぶ能力を教育により準備されていないことがすべての災いのもとである。人民はおべっか（媚）を好み、甚だしく蜜に飢えているので、最も鉄面皮な阿る者が護民官となり、最高の権力を得ようになる。⁽¹⁴⁾ 公務員は公務に専念すべきである。それ以外の、公務という目的に添わない仕事には従事してはならない。⁽¹⁵⁾

民主主義においては無能な者が有能な者を征服し、殺戮し、追放することができる。そしてすべての人民に自由と権力の平等な分配を行わんとする。⁽¹⁶⁾

プラトンの意図した国家は善と正義を実現せんとする団体である。善と正義

はポリス生活を前提として実現するものである。善良なる人とは善良なる市民である。道徳の理念は政治によってのみ現実化されるのである。それには政治に対する倫理の優先がなければならない。正義の探究が理想国家の建設の根本原理である。倫理的なるものは政治によって涵養されるのである。倫理的性格の涵養のために政治があるのでなければならない。¹⁰⁾

アテネにおいてはすべての市民が職業人としてのほかに、善良なる市民(*ἀγαθὸς ἀνὴρ*) に育成されねばならなかった。各人は一般市民的訓練をする義務をおびていた。アテネ人はある一定の徳(*ἀρετή*)をもたねばならなかった。もし彼等が市民としての徳を涵養しなければ国家は成立しなくなるからである。しかしアテネには一人前の市民になり得ないような市民はないはずである。すべて非国民は知識や教育の欠如によるのであるからである。¹¹⁾

(註)

- (1) Platon, *Politeia*, 369c.
- (2) Ditto.
- (3) *Ibid.*, 374a.
- (4) *Idem.*, *Nomoi*, 676a.
- (5) Ditto.
- (6) Apelt, *Platons Gesetz*, S. 237.
- (7) *Idem.*, *Nomoi*, 693d.
- (8) *Ibid.*, 693e.
- (9) *Ibid.*, 694a.
- (10) *Ibid.*, 715e.
- (11) *Idem.*, *Politeia*, 372a.
- (12) *Idem.*, *Gorgias*, 514e-515a.
- (13) これが民主的貴族主義である。それは指名されて各党派から推薦された候補者のうちから、いくつかの劣者のうちより、よりよい者を選ぶというようなものではない。ここでは能力のある者が選ばれるのである。能力ある者は生まれつきのよい素質を有し、その上に長い教育訓練をうけているから、単なる投票による民主主義よりも正しく合理的である。これが教育的民主主義であり、真の民主主義である。現代の民主主義者はこのことを知らない。

- (14) Idem., Politeia, 565a.
- (15) Ibid., 393b.
- (16) Ibid., 557a.
- (17) Janet, Histoire de la science politique dans ses rapports avec la morale, I, P. 165ff.
- (18) Platon, Protagoras, 323a.

(4) アテネの政治

ポール・モンロウ (Poul Monroe) によれば、アテネの新旧思想の交替は 479 B. C. のペルシア戦争の終りから、432 B. C. のペロポネソス戦争の勃発までの間であるとする。アリストファネス (Aristophanes 448-385 B. C.) の雲 (423 B. C.) において当時の社会事情を表現している。それによれば、息子が放縦に溺れ、金銭を浪費し、父は息子の借金を背負わされて首がまわらなくなる。そこで父はその救済策として、息子に新教育を受けさせて、善かろうが悪かろうがうまくいいくるめて借金取りを追い払う術を教える塾へ学習に遣る。そうしてそのお蔭でかかる三百代言の術を教える塾 (φροντιστήριον) で学んだ弁舌によって、借金取立人をうまくいいくるめて追い払うことができた。しかし息子は更にその術を用いて、父を殴り、その正当理由を滔々とのべたてる。父ははじめて新教育のおそろしいことを痛感し、フロンティステリオンを焼払わんとする。ここに正しい論理 (δίκαιος λόγος) と不正な論理 (ἀδίκος λόγος) が対立する。しかし旧思想のうちに燦然と輝くのはロゴスの光でなければならなかった。⁽¹⁾

当時ギリシアにおける自然科学の研究は更に社会科学、人文科学にも大影響を与えた。政治の面においては民主制の進展である。特にアテネにおいては愚民制 (Ochlocracy) が跳梁するに至ったのである。アテネは全く政治的に混乱状態に陥ったのであった。

このときに当ってソクラテスのデルフォイの神託事件があったのである。それは、カイレフォンがデルフォイに参拝し、アポロ (Apollo、十二大神の一) の神殿に詣でて神託を乞うた。そして神にソクラテス以上の賢者がアテネにある

か否かを尋ねた。神託はソクラテス以上の賢者は他に一人もないと告げたのである。ソクラテスはいった「賢明なのはただ神のみである。人間はすべて人間の正しき、魂の美わしき、善良さについての吟味を怠り、独断的であり且つ盲目的である。」しかし、ソクラテスは、彼の知識は多くはないが、彼はよくそのことを知っている。これが人間的知恵 (*ἀνθρωπίνη σοφία*) というべきものである。神託の告げるところは「人々よ、汝等人間のうち最大の賢者は、ソクラテスのごとく自分の知恵について、何のとるべきところのないものであることをよく自覚している者である⁽²⁾」ということであった。かかる神託を受けたソクラテスは彼の終生の使命は、アテネの市民、特に青年についてその知識を吟味して、その無知を知らしめることであるとの自覚に達したのである。よく魂の世話をすること (*τῆς ψυχῆς ἐπιμελεῖσθαι*)、自分自身の世話をすること (*ἐπιμελεῖσθαι αὐτοῦ*)、徳の世話をすること (*ἀρετῆς ἐπιμελεῖσθαι*) をもって自分の使命 (*στόλος*) としてひたすらダイモニオンに奉仕するために (*διὰ τὴν τοῦ δαίμονιου λατρείαν*) 一切を顧みない生活に没入することに志したのである。彼はアナクサゴラス (Anaxagoras 500-428 B.C.) の書に「万物の原因は理性 (*νοῦς*) である」という説に感動した。ソクラテスは万物の原因を求めて、それ以上の原因のない究極の原因を求めたのである。しかし当時のアテネのソフィスト達はアテネの青年に雄弁宏辞、栄世利達の術を教え、新思想の三百代言的の不道徳性があらわれていた。ペリクレス (Pericles 495-429 B.C.) 以後のアテネにおいては、各人がそれぞれ自分が正しいと思うことを正義であるとして論争をするようになった。老人達は旧い正義の殻に閉じこもり、若人の述べるような正義は未だかつて存在したことの無いものであって、それは自己の利益を護るための名称 (*ὄνομα*) にすぎないのであると考えた。しかし、旧い倫理を打倒して新しい倫理が抬頭し、旧道徳に対する反逆が甚だしく、アテネの高貴なる伝統は危機に瀕するに至ったのである。

しかし他方において古い閉鎖的伝統的なギリシアの神々はすでに死して、新しいロゴスの神がかの天上の太陽のごとく人間の心を照らしはじめていたのである。偶像破壊者であった科学の哲人ソクラテスにとってはゼウス (Zeus, Olympus の最上神) はもはや単なる偶像にすぎなかった。新科学教育は他方にお

いて旧来の陋習を破り、ルネッサンスにおけるごとく、人間の精神のうちにおいてすぐれたものとなるための徳（ἀρετή）⁽⁴⁾を教えることをもって職業とした。ソクラテスは魂を養い知的道徳的人格の形成を目指していた。知的訓練と道徳的訓練とは密接不離である。学習はあるところまで到達すれば行為となつてあらわれるものである。真知は実践の基である。また道徳的人格の形成は支配者階級にとっては知性の訓練と同様に最も重要なものでなければならない。知性面と道徳面の訓練をうけて最後に哲学の訓練に入ることが政治家、統治者の資質の錬成であった。プラトンにおいては哲学は円熟した年齢に達した者のなすべきことがらであつて、青少年のなすべき学ではなかつた。知恵は年齢に伴うものである。（sapientia filia temporis）

生来すぐれた素質のある人間が予め充分なる学問的訓練をうけていなければならないし、また予め数理的諸学の研究と実践的訓練とを通じて魂が浄められてこそ、感覚世界を突き破つて、それらの根柢に存する変わることのない存在とその実相を捉えることができるのである。かくして哲学することは容易でない難しい業である。かかる困難をのり越えてこそ政治家たることができるのである。

若者は少し論理の味を覚えるとすぐこれを面白半分に濫用し、いつも正邪の区別なく反論のためにのみこれを用い、人々を混乱させることに興味を感じるようになっていく。自分も多くの人々を混乱させるかわりに、多くの他の人々から混乱に陥れられて、今まで信じていたことも、忽ちにして何一つ信じられなくなるようなところに落ちこんでゆくのである。⁽⁵⁾カントのいうごとく実践のない理論は空虚であり、理論のない実践は盲目である。それゆえに公務員として国家公共に奉仕する者は社会において世事について幾多の経験を積むことが必要とされる所以である。アテネにおいては国家の最高の公務員試験に合格した俊才も、豊かな経験を積むために15年間最高の国政機関である評議会を構成している賢人の補助者という地位において国家社会に奉仕したのである。15年の活動、思索、試練の期間が積み重ねられ50歳に達したならば、彼等のうち最善の者が統治者に選ばれる。かくして仕事においても知識においてもすべてにわたり、あらゆる点において最優秀者が哲人王として国家統治の大任を果すこ

とになるのである。かくのごとく年長の最優秀者から順次70歳まで国家統治に当り、やがて70歳に達すれば隠退し、幸福の島へと去ってゆくのである。かくして国家は彼のためにその功績を讃えるために記念碑をつくり、更に国家がこれを認めるならば、彼等をダイモニオン (daimonion) として祭り、また神々の恵みを受ける幸福な人として祭られることになる。⁽⁶⁾

国家を指導する知者達は奮闘と努力と研鑽の成果として、最高の報酬である善のアイデアの諦観に辿りついたのであって、善のアイデアを観照しつつ国政の指導に当るのである。

プラトンの構想した国家の守護者達は軍事並びに政治上の公務員として、国家を護り公共の福祉のために尽瘁する国家の奉仕者であった。それゆえに彼等は守護者 (φύλαξ) という称号が与えられた。守護者達は国家の防衛と秩序と福祉をはかる奉仕者であった。彼等の職務と関心は国家全体に対してであり、国家全体の福祉であり、国家全体の安全である。彼等は私欲をもってはならないので、私有財産をもたしめないのである。所有欲は人間の魂に潜む抜きがたい致命的な欲望であるから、これによって人間が墮落するので、金銭を所有することは勿論のこと、それに手を触れることさえも禁止され、また手を触れる必要もなかったのである。国家は彼等に食物と住居と武器を供与し、彼等は生活に必要な一切のものを共有したのである。更に夫人をも共有することになっていた。彼等には一夫一婦の結婚ということはなく、婦人の生んだ子供達も共有の状態にあったのである。子女は国営の託児所において育てられ、父母兄弟を見分けることができないが、かくすることは守護者達が仲間との友愛関係、同志的結合を密接にし、国家に対する忠勤の情を強固にするためである。国家の建設において探究せねばならないことは或る階級のみ幸福ということではなく、国家全体の福祉ということである。守護者は国家を支配するのではなく、国家に奉仕するのである。部分はたとえ高貴なものであっても全体に属し、全体に奉仕すべきものであらねばならない。

守護者は国家という貴い愛すべきものを持ち、国家と称する人格化された団体の最善部分として存在しているので、それに矜恃を持ち、自己に課せられた務めを果すことに満足感をもっている。彼等は財産、富、家族を断念するが、

権力、名誉、国民の敬愛を享けることができる。プラトンの構想する守護者は軍人、知者、行政官等の禁欲生活者の集団であった。そして彼等は、完全に悟りに達した高潔な人格を有し、知徳が一体となった統治者によって指導される人々の階級である。

更に生産に従事する階級は私有財産の所有が許され、専ら国家の必要物質の生産に従事する。この点においてプラトンの国家は決して共産国家ではなく、財産の共有はただ守護者階級のみであって、共産主義者ではなく、守護者達は共同生活団体ということが適当である。

プラトンの国家の階級は各人の有する天賦の才能、知徳の修練、識見の優劣によって配分されるのである。すなわち、最も知徳にすぐれた人が哲人王となって国家を統治するのに適わしく、彼等は善のイデアの諦観ができる最高の叡知(νóησις νοῦς)を所有している。哲人王は純粹知性(νοῦς)によって純粹認識のできる人であるが、それを補助する守護者はそれほどまでには到達していないので、彼等は中間知(διάνοια)ともいうべきものに達している。それは推理反省の知であり、それによってものごとの判断において分析と総合を可能にする能力である。また一般人民はかくのごとき能力を有しないが、指導者達が彼等を指導し教える真なる臆見(δόξα ἀληθής)をもって国家に奉仕するのである。⁽⁷⁾

国民が国家内において協同一致の精神を強化し高揚するためには、日常生活における些細なる事柄から教導しなければならない。すなわち、(1)自分達は同じ祖先から、また同じ祖国の土地の上に生まれた者である。(2)かくして人民はすべて国民という大家族の一員である。しかし、他方において(3)神が人民を創造するに当り、例えば、金属でいえば、金銀銅鉄といったように、それぞれの人の能力において異なった資質を賦与したのである。(4)銅と鉄の資質のものは一般庶民となり国の産業を担当するものとして国に奉仕する。銀の資質を賦与された者は統治者の補助者となり政治、行政、軍事を担当して国家の公務員として奉仕する。金の資質を与えられた者は極めて少数であり、また最も大切な人物であるから、哲人王となり最高統治者として国政に尽瘁することになる。しかし、これは決して世襲的階級制度(caste)ではない。アテネにおいては遺伝を認めて、これを重視したのである。普通の状態においては金の子は金であ

り、銀の子は銀である。しかし突然変異によって銅より金の子が生まれたり、金より鉄の子が生まれるようなことがあるから、テストによってそれが判明すれば、当然にとりかえられることになる。かくすることによって、正しい国家が成立するのである。これが国家の当にあるべき姿でなければならない。国家は地上における最高の存在であるから、それ自体において最高の徳性、卓越性を具えていなければならない。すなわち、知恵、勇気、節制、正義の徳を保有しなければならない。国家における知恵の座が支配者としての哲人王であり、彼の知恵は国家全体に及ぶものである。勇気の徳は国家の統治に携わる統治者を輔佐する人々、特に軍人のもたねばならないものである。節制は国家全体に亘って、特に生産者の階級にとって大切な徳性でなければならない。正義は知恵、勇気、節制のすべてが秩序を保ち調和してはじめて実現する全徳というべきものである。

以上の国家の徳を人間の魂、精神にあてはめて見ることができる。人間の魂もまたかかる三つの部分から構成されていることがわかる。すなわち、知性(νοῦς)は国家を支配する知恵を賦与するものである。気概(θυμός)は勇気の生ずる源として武人階級にとって不可欠の徳性である。欲情(ἐπιθυμητικόν)は欲望、所有欲として一般庶民にとって勤労の源をなすものである。魂の正義は各部分が秩序を保ち、全体の調和が実現されることによって生ずるのである。気概は欲情が知性の命令をよく遵奉するようにしかける役目を果し、かくすることによって魂の健康は道徳上の健康となり、人格上の健康となってあらわれる。かかる状態が正義の発露である。哲人政治家は国家の正義の実現者である。プラトンのいう哲人王は神の叡知を体得して国政を担当する。かくして正義国家の建設が達成され、国家の繁栄と国民の幸福が実現されるようになる⁽⁸⁾。

これに対して不完全な国家は金銭を愛する国家であって、プラトンの寡頭政態(Oligarchia)、アリストテレスの金権政態(Plutocratia)とよぶものであって、最も低劣なるものである。一般に金銭が栄職権勢を導くときに国家は腐敗する。かかる国家においては貧しい人の国と富める人の国と二つの国家が同居することになる⁽⁹⁾。あらゆるものを金に換算し、宝の蔵をつくることのほかには何物も念頭に存在しないのである。かかる政治家が一般に尊敬されているよう

な国家は金権政態の典型にほかならない。⁽¹⁰⁾

寡頭国家における人々を支配するものは貪欲という激情である。常に多くの物をもちたいという渴望であり、集められた財産を失うことの恐怖である。寡頭国家は激情にひき廻わされて分別を失い、亡びゆく条件を自らつくり出してゆく。その結果貧民階級は反乱して指導者の地位を奪うようになる。かくして貧民が寡頭国家転覆の指導的役割を演ずるに至るのである。

民主国家は無秩序、訓練の欠如、無能力の礼讃を示顕し、何人たりとも煽動によって政務に携わることができるようになり、公共の事柄に対して能力、識見が無関係な事態が出現する。民主国家にあっては、政治家たらんとする人物がいかにあるべきか、どのような訓練をうけて国務に携わるべきかということについて、全く吟味することなく榮職権勢を手に入れようとする。かくのごとき企みから只管国民に媚び諂いさえすれば、誰であろうと、能力に関係なく、頭職に選出されることができるのである。かくして民主政治は能力には関係なく民衆を煽動するのに巧みなる者の政治であって、国家の品質を低下せしめる悪徳を育むものである。⁽¹¹⁾

民主国家にあっては人々は自由放任であって、思うことは何事も表現ができ、それを行動にうつすことが可能である。⁽¹²⁾ 民主制の最高の徳と見做しているあくことなき自由への無制限な貪欲がかえって民主制を亡ぼす要因となる。民主制においては自由を求める精神が至るところに行き互り、それが放縦と無政府状態へと転落してゆくのである。そして人々はいかなるものにも絶対に指図を受けたくないという心情から、書かれた法律（実定法）であれ、書かれない法律（不文法）であれ、かかるものを一切無視するという暴挙に出づるに至る。⁽¹³⁾ かくして彼等は煽動政治家の手中に陥ることになる。何事においても過度にやりすぎることは必ず逆に大きな反動をひきおこすものである。国政においては特に大なる影響がある。過度の自由は国家においても個人においても過度の隷従以外の何ものでもない。極端なる自由から最も徹底した、最も烈しい隷従が生じてくるのである。⁽¹⁴⁾ 寡頭制においては一般大衆は全く発言の機会が与えられないのに対して、民主制においては一般大衆は財産地位に関係なく、その数が最多のゆえに最も有力な階級となる。⁽¹⁵⁾

正義に対する愛、国家への献身、国法の尊重、これらはすべて一つである。これに反することは国家の一員として不正であり、国家の敵というべきである。また政治家が知性のみをもって権力の所有と行使を担当する理由として正当化せんとしても、イデーの諦観のできる絶対知を有するものでなければ、それを正当に用いることはできないのである。しかし完全なる知性は人間のものではなく、神のものである。それゆえに、真に完全なる政治家は神のごとくであらねばならない。もし政治家が自己を法の上におくがごときことがあれば、彼は僭主とならざる得ないのである。かくのごときことは不完全なる人間にとって許さるべきことではない。

いかなる時代においても、いかなる国家においても、人間の本性には変わるところがない。人間は本性上善美なるものへの渴仰があり、真理に対する熱愛、国家に対する忠誠には変化がない。特に国民として最も大切なものは祖国への愛であり、国民に対する同胞愛であり、友情であり、共同精神である。

(註)

(1) Burnet, Greek Philosophy, P. 147.

(2) Platon, Apologia, 21a.

(3) Ibid., 23b.

(4) Idem., Politeia, 539b.

(5) Ibid., 539c.

(6) Ibid., 540a-c.

(7) Idem., Menon, 87c.

(8) Idem., Politeia, 540e-541a.

(9) Ibid., 551d.

(10) Ibid., 554ab.

(11) Ibid., 558bc.

(12) Ibid., 557b.

(13) Ibid., 562c-563e.

(14) Ibid., 563e-564a.

(15) Ibid., 565a.

(5) スパルタの政治

ギリシアの古代国家は共同体的小国家としてポリス（*πόλις*）から成り、ギリシアはこの小国家をのり越えることができなかった。これに比べて、ティベル河（*Tiberis*）畔の小都市国家から空前の大世界帝国に発展したローマとは大なる差異がある⁽¹⁾。

ギリシアにおいては多数のポリスがそれぞれの独自性をもっていた。アテネ型ポリス、スパルタ型ポリス等があり、その方言、社会構成、国家機関、国民性（開放性と封鎖性）等の点において対照的であった。これらについても、古典期と民主期のポリスが最も関心のある研究の対象である⁽²⁾。

国家としてポリスの類型的本質はその国家の成立、発展、衰退、滅亡の過程についても論ぜられるが、他方その独自の多様性を示す個々のポリスの具体的実証性によって一層正しく把握されることができる。特に全盛期のポリスについては古典期及び民主期のポリスが最大の研究の対象と考えられる。

最も興味のあるものはスパルタとアテネである。まずアテネとの対象をなすスパルタについて見ることはアテネを理解する上において必要である。スパルタの構成はレートラ（*rhētra*）によるものであるといわれる。ギリシアの伝記作者プルタルコス（*Plutarchos* 46-120）によれば、スパルタの偉大なる立法者リュクルゴス（*Lykurgos* -820 B.C.）がスパルタの法律や政治構成について、デルフォイの神託によってそれらを制定したものであるといわれている。これがトレーラーとよばれるものである⁽³⁾。トレーラーは元来デルフォイの神託であったものがスパルタの法律として受容されたものであるとする。かくしてトレーラーは法律と神託という二つの性格を合せたものと解すべきである⁽⁴⁾。それによると、ポリスにはまずゼウス（*Zeus*）とアテナ（*Athena*）の宮をたてるべきことを規定している。そしてその建設者はリュクルゴスが最も適当なる者であるとして⁽⁶⁾いる。政治機構においては、まずポリスの大衆（*πλήθος*）を部分に分ち、そのあるものを部族（*φύλον*）とよび、他のあるものをオーバイ（*ὄβαι*）とよんだ。またそのうちの或るものはアルカゲタイ（*ἀρχαγέται*）、王（*βασιλείς*）であるとする⁽⁷⁾。政治の主体は王を含めた長老会（*γερουσία*）である。議案を民会

(συλλογός) に提出するのは長老会である。ギリシア諸ポリスのうちでもスパルタ国を構成していたラケダイモン (Lakedaimon) 人は最初は厳格な法によって苦しめられていたが、スパルタ王レオボテス (Leobotes) の後見人となったりリュクルゴス (Lykurgos) が民会と長老会を設置し、ヘロドトスの時に見られたような国制 (κόσμος) をつくりあげたのである。かくしてスパルタは理想的な国制を享受して繁栄の途を辿っていった。専制を抑制するために二人の王、レオン (Leon) とヘゲシクレス (Hegesikles) が同時に国政を担当し、権力の分立と均衡をはかった。⁽⁸⁾

ヘロドトスによれば、リュクルゴスの頃 (600 B. C.) まではスパルタは外国と交際をしていなかった。外国からのスパルタへの輸入の止んだのは紀元前7世紀末であり、外国の文人が訪れなくなったのは 625 B. C. 頃からである。外国からの輸入が禁止されたのは紀元前7世紀末からであった。スパルタはリュクルゴスの体制によって以前に混乱していた政治は安定して整備されるに至ったのである。⁽⁹⁾

ツキディデス (Thukydides 460-400 B. C.) によれば、ドーリス人による定住後、闘争の激しかった政情は秩序を回復し、ツキディデスの頃まで約400年間安定した国制 (πολιτεία) を維持してきた。⁽¹⁰⁾ ドーリス人は紀元前12世紀の末頃よりラコニアに侵入し、各地に分かれて定住していた。彼等によって征服された先住民のアカイア人 (Achaioi) は征服者の奴隷となっていた。そしてこれらの征服者の中核を構成した部落の中心がスパルタと称せられた。スパルタには四つの村落があった。すなわち、リムナイ (Limnai)、キュノスーラ (Kynosura)、メソア (Mesoa)、ピタネー (Pitane) である。

ギリシア最大の政治学者アリストテレスは人間の集団生活体を共同体 (κοινωνία) とし、共同体の歴史的発展を家 (οἰκία)、村落 (κώμη)、ポリス (πόλις) の三段階に分ち、ポリスをもって、いくつかの家と村落の集まりとしている。古代スパルタに定住したドーリス人の構成した共同体は村落共同体であった。元来血縁的な氏族制度をもち、三つの部族に分かれ、⁽¹¹⁾ 更に各部族は九つの兄弟団 (φρατρία) とその下にある氏族 (φυλή) ⁽¹²⁾ に分かれていたのである。⁽¹³⁾

（註）

- (1) V. Ehenberg, *Der Staat der Griechen*, I, P. 8.
H. Michell, *Sparta*, P. 8.
G. Glotz-R. Cohen, *Histoire Grecque*, I, P. 341.
これによると紀元前9世紀に4村落が集合してスパルタがポリスとして誕生したのである。
U. Wilcken, *Griechische Geschichte im Rahmen der Altertumsgeschichte*, S. 110ff.
- (2) H. T. Wade-Gery, *Essays in Greek History*, P. 37ff.
- (3) A. Andrewes, *The Greek Tyrants*, P. 37ff.
Ed. Meyer, *Lykurgos von Sparta*, in *Forschungen zur Alten Geschichte*, I, S. 211ff.
- (4) K. M. T. Chrimes, *Ancient Sparta*, PP. 488-489.
- (5) G. Busolt, *Griechische Staatskunde*, I, S. 43.
- (6) Ed. Meger, *Lykurgos von Sparta*, SS. 262-264.
- (7) Plut, *Lykurgos*, VI, 2.
- (8) Th. Lenschaw, *Die Entstehung des Spartanischen Staates*, S. 272ff.
- (9) L. Hammond, *The Lycurgean Reform at Sparta*, PP. 53-54.
- (10) Thukydidēs, I, 18.
- (11) ヒュッレイス (Hylleis)、デュマネス (Dymanes)、パンフュロイ (Pamphyloi)
- (12) G. Busolt, *Griechische Staatskunde*, I, SS. 644-647.
- (13) Hammond, *The Lycurgean Reform at Sparta*, P. 59.

(6) アテネ市民の育成

アテネにおいては、人間としての資格である徳の教育が中心であった。国家という組織団体の存在理由も、すべては人間としての徳の教育に集中されたのである。徳の教育とは、人間は自分自身の面倒を見ること (*ἐπιμελεῖσθαι αὐτοῦ*)、魂の面倒を見ること (*τῆς ψυχῆς ἐπιμελεῖσθαι*)、徳の面倒を見ること (*ἀρετῆς ἐπιμελεῖσθαι*)、自己自身の内的なるものに関心をもつことが大切である。一般に徳 (*ἀρετῆς*) は卓越性を示すものであって、すぐれた能力、技能を身につけることによって生ずるものである。例えば男子の徳は男らしくあること、勇敢で

あることであり、大工の徳は立派な家を建てることである。また身体の徳は健康であること、よく均斉がとれていることを挙げることができる⁽¹⁾。

魂の徳 (*ἀρετή τῆς ψυχῆς*) は知る働きであり、知る働きの卓越である。人間にとって固有の徳は魂の徳である。魂の徳として次のごときものが挙げられる。すなわち、知恵 (*σοφία*)、勇敢 (*ἀνδρεία*)、思慮 (*σωφροσύνη*)、敬虔 (*δσιότης*)、正義 (*δικαιοσύνη*) の五徳である。これらのものはすべて魂の徳である⁽²⁾。

善が善であるためにはそれが知恵 (*σοφία*)、思慮 (*φρόνησις*) によって魂が占有されねばならない。知恵は大なる悦楽をもたらすものであるから、かかる意味において知恵は最大の魂の徳 (*τὸ μέγιστον ἀγαθόν*) である。それは正義、勇敢、思慮、敬虔に比して最もすぐれた徳というべきである。人は幸福ならんと欲すれば有徳にならねばならない。それゆえに、徳の教育が必要である⁽³⁾。

すべて人は善きもの (*τὸ ἀγαθόν*) を求める⁽⁴⁾。多くのよきもののうち最も望ましいものは幸福 (*εὐδαιμονία*) である。人間はあらゆるものを追求するが、それらの追求の目的は幸福である。幸福は最も問題のない善 (*ἀναμφιλογώτατον ἀγαθόν*) である⁽⁵⁾。人間にとって有益であり、快であるものはすべて善いもの (*τὸ ἀγαθόν*) である。善は何事についても卓越 (*ὑπερβολή*) することをいうのである⁽⁶⁾。

魂は不滅の実在であって、イデアの世界に関与する。魂を欲望から解放して理性が支配することがよく生きること (*εὐδζήν*) であり、幸福に生きることである。ソクラテスの幸福主義 (*eudaimonism*) は禁欲主義でも快樂主義でもなく、一貫してロゴスとともにあることであった。しかし、ソクラテスの弟子であったアリスティッポス (*Aristippos* 435-356 B. C.) は快樂主義に、アンティステネス (*Antisthenes* 455-360 B. C.) は厳肅主義を称えたのである。

徳と善とは幸福を求める魂の生産的エロス (*ἔρως*) が生んだ双生児である。知性的徳としては知 (*σοφία*) があり、実践の領域において思慮 (*φρόνησις*) がある。また倫理的徳として勇氣、節制、正義がある⁽⁷⁾。実践的な徳は習慣 (*ἔθος*) によって養われ、倫理的な徳は教え (*διδάξεις*) によって養われる⁽⁸⁾。今これを分説すれば次のごとくに考えられる。

ソクラテス—魂(ロゴスの)	{ 知恵 (σοφία) 思慮 (φρόνησις) }	よいものを知ることによって自己を形 成する徳
アリストテレス—魂(ロゴスの)	{ 教えによる形成 習慣づけによる形成 }	{ 知恵 思慮 } —倫理徳 —実践徳

ソクラテスにおいては徳はよいことを知り且つこれを行うことであるから、知的倫理的、実践的な両面における働きに関連する。ソクラテスは「私は行いの正しくないものは知者でもなければ、思慮ある者とも思わない」とのべてい⁽⁹⁾る。物ごとを善さと悪さについてより分けること (διαλέγουτας) すなわち、実践知は「ことわけをすること」であり、討論 (διαλέγεσθαι) し吟味することを意味し、この吟味に習熟することが最も幸福なる道である。知識の道と実践の道は同じ道である。悪をなすものは善悪を知りわけることができないものである。ソクラテスにおいては教えと習慣づけを同時に行うので、知性的徳と実践的徳とは一体をなすのである。

ソクラテスの仕事は習慣的な徳において徹底した吟味をすることであった。彼の使命は当時のアテネの倫理の基礎を市民について、正しい論理に従って吟味することであった。そして慣習的な徳の内容を浄化することがソクラテスの任務であった。ソクラテスの仕事は慣習的な徳目の吟味と正しい徳の創造に向けられたのである。カルミデスにおいては節制、ラクスにおいては勇氣、リシスにおいては友情について吟味が行われている。プロタゴラスにおいては徳とはいかなるものであるかという理論的な面と徳は教えられるかという実践的な面とが対立して論ぜられている。カルミデス、ラクス、リシスにおいては、徳の各論が論ぜられている。メノンにおいては、諸徳の総合問題として、徳の教育可能の問題から徳の本質問題へと帰納的に探究が行われている。

メノンにおいては、美しさも、強さも、健康も、富も常に知 (φρόνησις) によって正しく用いられる時にはじめて善であり得ることを説いている。すべての行為において、善であり得るためには知によって支配されねばならない。徳は知恵 (φρόνησις) であり、また知識 (ἐπιστήμη) でなければならない。徳が知識であれば教えられることができる。プラトンはエウティフロンにおいて、

「おおユウティフロンよ、私は君に敬虔とは何であるかを問うているのに、君は本質（*οὐσία*）を示そうとしないで、その様相（*πάθος*）をのみ語ろうとしている」⁽¹⁾とのべている。

ソクラテスは知恵（*φρόνησις*）と知（*σοφία*）と知識（*ἐπιστήμη*）とを区別していない。アリストテレスは徳は知恵（*φρόνησις*）であるとした。⁽²⁾またクセノフォンは「正義並びにあらゆる徳は知（*σοφία*）である」とのべている。⁽³⁾ソクラテスにおいては知（*σοφία*）は知識（*ἐπιστήμη*）であると考えられる。⁽⁴⁾しかしテミстокレスは善い人であったが、その徳を人に教えられなかった。ペリクレスも賢者であったが、その徳を息子達にさえ教えられなかった。徳の先生と自称するソフィストも徳の先生たり得るかどうかが疑問である。徳が知識であるとしても、それは正しい臆見（*δόξα*）であるかも知れない。正しい臆見は決して知識に比して貧しい指導者ではないから、徳が教えられるとすれば、徳は正しい臆見ではないのであろうか。徳はそれを備えている者に天賦の賜（*θεία μοίρα*）として具わっているものである。

徳は知恵であることをロゴスの上で（*ἐν τοῖς λόγοις*）証明し、徳の教師のないことを事実の上で（*ἐν τοῖς ἔργοις*）指摘する。そして徳は正しい臆見（*δόξα ἀληθής*）であろうと考えた。

他方において知識は長い間の努力と教育（*παιδεία*）によって備わるものであって、⁽⁵⁾それは生まれつき（*φύσει*）備わっているものではない。しかしそれは与えるという仕方では教えられないものではない。

（註）

- (1) Platon, Gorgias, 504c.
- (2) Idem., Protagoras, 329c ; Symposium, 196d ; Eutydemos, 279b ; Politeia, 427e.
- (3) Idem., Menon, 85a.
- (4) Idem., Symposium, 205a.
- (5) Idem., Menon, 83b.
- (6) Idem., Symposium, 219e.
- (7) Aristoteles, Eth. Nic. 1103a.
- (8) Ditto.

- (9) Platon, Menon, 79e.
- (10) Ibid., 81c.
- (11) Idem., Eutyphron, 11ab.
- (12) Aristoteles, Eth. Nic. 1144b.
- (13) Xenophon, Mem, III, ix, 5.
- (14) Idem., IV, vi, 7.
Platon, Menon, 88b ; Lach, 194e.
- (15) Idem., Theaetetus, 186c.

(7) アテネ市民の状態

紀元前4世紀頃のアテネの市民状態についてデモステネス (Demostenes 384-322 B. C.) は次のごとく述べている。父の遺産のうちに刀剣と寝台を制作する二つの仕事場が含まれていた。制作場には20人乃至30人ほどの奴隷を使役していた。当時の制作場は、小は10人、大は100人ほどの奴隷を使っていた。またティマルコスの父は自宅に靴づくりのほか布織りと刺繍のために数人の奴隷をもっていた。更に耕地三筆、荒蕪地一筆、銀山の選鉱場2箇所を所有していた。父は国家への貢納金を納めるのに専念していた。⁽¹⁾

ポリスにおいては、非市民に対しては不動産の所有は許されなかった。しかし市民は土地を所有し、商業を営み、貸付をなし、手工業をも営んでいた。自宅の一部を作業場とするものが多かった。すべて奴隷を使つての事業であったので、市民は生産そのものには間接的であつて、直接的には奴隷が生産の担い手であった。奴隷は人格は認められず、富を所有することは許されず、自発的な勤労意欲はなかった。外人はすべて農場経営から排除されていた。ペリクレス時代(紀元前5世紀頃)には土地を所有しない市民は約5,000人であった。市民の総数を2万とすれば4分の3の市民は何等かの土地を所有していたのである。⁽²⁾

土地はポリス社会存立の基盤であり、市民の最大の関心事であつた。それには非市民に対する封鎖性が潜んでいた。民主政治においてもかかる狭量なる側面が看取される。ペリクレスの市民法における封鎖性はポリス社会の本質から

由来するのである。⁽³⁾しかし、ボリスに対して特に功績のあった外人に対しては、土地、家屋を所有することができる特権を与えられる慣行が次第にあらわれてきた。

更に奇異なる慣習は家父長による生児遺棄⁽⁴⁾である。アテネにおいて行われていたものは、罪の意識を伴わないものであった。奇型児、虚弱児の場合には、スパルタにおいては部族の長老の審査を経た後遺棄したのであるが、他のボリスにおいても当然のこととして認められていた。アリストテレスは奇形児の養育を禁止する法の制定を必要としている。正常児においては遺棄することは当然禁じられていた。⁽⁵⁾テーベにおいては生児の遺棄を禁じて、ボリスが引き取って世話をすることになっていた。その養育費を提供した個人は当人が成長すれば自己の奴隷とすることができた。⁽⁶⁾正常児においては男児よりも女児の方が多く棄てられた。紀元前4世紀頃においては、アテネにおいて、市街取締人(ἀστυνόμοι) 10人が置かれ、1日に1人ぐらいの割合で路上に棄てられた嬰兒の死体を奴隷に片付けさせていたといわれている。

プラトンも家父長に対し虚弱児に対する養育の可否決定権を認めている。⁽⁷⁾そして虚弱奇型の場合は当然のこととしている。人間の生命尊重の思想はストア学派、キリスト教によって確立したものであって、古代においては余りに強く意識されていなかったようである。⁽⁸⁾

また市民の法の前の平等、生命の尊重は問題として取り上げられていなかった。出生児の遺棄、家父長の所有する奴隷の殺害に対しては法上の責任を問われなかった。報復的一般市民の訴追権はボリス的血族的伝統の精神に由来する。穢れと浄めの意識は紀元前8世紀頃から生じ、デルフォイのアポロの神の託宣により、ボリスの安寧と秩序を維持するために必要とされた。

プラトンは謀殺犯人は不遜(αναιδέια)、瀆神(ἀδελεία)のゆえに死刑にすべきであるとし、逃れて裁きを受けぬ者は永久追放とし、帰国すれば市民は誰でも彼を殺してよいとする。⁽⁹⁾また正義に反しない限り、人間愛から刑を軽くすることは美しい心情であり(ἀνθρωπίνως ἐπεκούφισαν)、これは法の本質にも合致している。しかし親を殺した場合にはこれは認められない。

（註）

- (1) Demostenes, XXVII, 9.
- (2) Mossé, *La fin de la démocratie, Athénienne*, P. 40ff.
- (3) Deimarchos, I, 71.
- (4) Plutarch, *Lycurgus*, 16.
- (5) Aristoteles, *Politica*, VII, 1335b.
- (6) Aelianus, *Varia historia*, II, 7.
- (7) Platon, *Theaetetus*, 160e-161a.
- (8) Glotz, *Expositus*, II, 1.
- (9) Platon, *Nomoi*, 871a.

(8) アテネの民主主義

最初人間が生まれるときに、創造主 (Creator) は或る者には金をまぜ、或る者には銀をまぜ、また或る者には銅や鉄をまぜてつくり、母なる大地がこれらの原型人を大地の上におくり出したのである。現在の人間は最初の原型人の子孫であるから、金の要素をもつ人は最もすぐれたものとして支配者となるべきである。銀の要素の人は支配者の補佐人となり、または国の防衛に当る戦士となるべきである。銅や鉄の要素をもった人は農民や職人となるのが適わしいのである。これらの人々はすべて母なる大地から生まれた同族であるから、金の者からも銀・銅・鉄の子が生まれたり、反対に銅鉄の者から金・銀の子が生まれることもある。金の資質の者は支配者になるように教育し、銀の資質の子は支配者の補助者または国家の防衛者になるように訓練し、銅鉄の資質の者は農民や産業人に訓練せねばならないということ、すなわち、世襲制度を許さないのがデルフォイの神託 (*μαντεία*)⁽¹⁾ である。

しかし支配者は家、土地、貨幣をもたず、衣食のみを庶民階級から支給されて、国家のために奉仕することに専念したのである。⁽²⁾ 支配者階級は世襲ではなく、哲学者であった。彼等は高等数学、天文学、弁証法、論理学等に通暁することが第一条件であった。35歳頃から哲学の道に入り、実務においても訓練を積み、50歳に達して哲人王の域に達して、支配者の地位に就くのである。⁽³⁾

アテネの大政治家であり、民主主義の指導者であったペリクレス（Pericles 495-429 B. C.）はペロポネソス戦争の第1年目（431 B. C.）の冬、アテネの戦死者の合同慰霊祭の日、次のごとくのべている。「祖国アテネが護るに価するいかにすばらしい国であるかをのべることによって、戦死した人々がいかに偉大であったかを知ることができる。アテネは未だ外敵に侵されたり、外国に隷従したことの無い自由な誇り高い国である。それはデモクラティア（δημοκρατία）の国である。民衆（δημος）が権力（κράτος）を握る民主国態である。アテネの誇りは日常的な職業にいそしみながら、美を愛するも簡素を失わず、知を愛するも柔弱に流れず、文武両道の途を歩んでいる。アテネ人は能力を基礎において活動している。アテネ人は家業のみならず、常に国事に意を注ぐ力を有している。自由な国民とはエレウテリア（ἐλευθερία）であって、一つのことにのみ束縛されずに、自由な活動のできることである。美を愛し、知を求め、武に励み、政治に与かる人間の国、全ギリシアの範とすべき学校（ἡ ἑλλάδος παιδείσις）である。」

ペリクレスは民主政治の指導者として第一人者であった。⁽⁴⁾ 人民をよく指導するのが民主政治であって、指導者のいない民衆政治は媚民政治に過ぎないのである。

プラトンはプロタゴラス篇において、人間を含めて各種の生物をつくり出す役目を担当するのはプロメテウス（Prometheus）とエピメテウス（Epimetheus）であるとする。人間をつくったとき、個々の人間では力が弱いので集団をつくるようになった。人間が互いに争うことのないように配慮してゼウス（Zeus、ギリシアの最上の神）はヘルメス（Hermes、ゼウスの子）を派遣して正義と羞恥という二つの徳をすべての人間に配分した。すなわち、正義心により、他を犯すことなく、羞恥心により、他人をおそれ尊敬する。この二つの徳はポリスを固く結合する友愛の絆である。すなわち、人間が集団生活をするための絆である。⁽⁵⁾

政治の徳は教えられ得ないものである。⁽⁶⁾ もしプロタゴラスのいうように教えられるものであるならば、ペリクレスのような大政治家の子が、何故に家畜のごとくうろつきながら牧草を食むという劣れる人間であったのであるか。これ⁽⁷⁾

を救う道は対話を通じて相手の臆見（*δόξα*）を否定、反駁（*ἐλέγχος*）することである。ソクラテスの教育の方法はエレンコスの雨を浴せて、ドクサの世界から真実の世界へと魂を転回（*περιαγωγή*）せしめることである。⁽⁸⁾

しかし一人の人間が一つの専門技術を身につけて職業に励みながら且つ政治に参加することは容易なことではない。そこで一人一職ということが最も有効であると考えられる。自分の素質に適した一つのことを選んで、これに専念することによって最も有効な成果が得られるのである。⁽⁹⁾

民主主義の下においては「人々は自由であり、国家は自由（*ἐλευθελία*）で充満し、言論の自由（*παρρησία*）に満たされている。自分の欲することは何でもできるという自由がある。自己の能力、資質に関係なく媚態を呈することによって政治家になれるのである。」⁽¹⁰⁾民主主義においては欲望を無制限に解放して、有害なる欲望が氾濫することになる。もしかくのごとき欲望が青年の魂を占領するに至れば、彼等は暴慢不遜、無秩序、無恥の人間となる。⁽¹¹⁾民主主義の自由を楽しんでいるうちに、一種の無政府状態が出現する。父は子をおそれ、子は父を軽視する。教師は生徒を恐れ、生徒の御気嫌をとり、生徒は先生を軽蔑する。年長者は若者に迎合し、若者は年長者を侮る。何事も過度に走れば、大なる反動が発生する。過度の自由（*ἡ ἄγαν ἐλευθερία*）は疲労を生み、野蛮なる隷従への憧れをかきたてる。かくして民主主義は僭主政治に逆転する可能性を孕んでいる。⁽¹²⁾

ペロポネソス戦争において見せた人間の狂気の沙汰は人間性が変らない限りいつまでも繰返されるであろう。⁽¹³⁾プラトンはヒューマニズムの精神とリアリストの眼をもった哲人であった。彼の理想とする哲人政治は今日といえども卓説である。哲人政治の実現されないのは現実に欠陥があるからであって、理論に欠陥があるのではない。プラトンは彼の終生の夢を実現するために、3度までも訪れて、シシリー島の王族ディオオンとともに実現せんとした哲人政治国家も現実の欠陥のために、ついに失敗に終わったのである。

（註）

(1) Platon, *Politeia*, 414c.

- (2) Ibid., 416a-417b.
- (3) Ibid., 540a.
- (4) Thukydides, *Historiai*, II, 65.
- (5) Platon, *Protagoras*, 320c-323b.
- (6) Ibid., 320b.
- (7) Ibid., 320a.
- (8) *Idem.*, *Politeia*, 518d.
- (9) Ibid., 370bc.
- (10) Ibid., 558b.
- (11) Ibid., 561d.
- (12) Ibid., 563c.
- (13) Thukydides, *Historiai*, III, 82.

(9) アテネの民衆訴追

ソロンはアテネのポリスの発展の歴史において画期的な業績を残したギリシアの代表的大人物である。プルタルコス (Ploutarchos 46-120) によれば、ソロンは人民の権利を保護するために、人民が他人によって暴行されたり、傷つけられた場合に、能力と意思のある者は誰でも加害者を告発し訴追をなすことができるようにしたのである。彼は「たとえ被害者でない者でも、他人に対する加害者を告訴してこれを懲罰することができるような社会が最も住みよいポリスである」とのべている。かくして、民衆追放 (Popularklage) の制度がソロン⁽¹⁾ によってはじめてアテネの刑訴の中にとり入れられたのである。

プラトンは初期の対話篇ユウティフロン (Euthyphron, 3c) において次のごとく⁽²⁾ のべている。ユウティフロンは神々のことに通じた人物であった。彼の父はナクソス島で農業に従事していた。そこで父の下で働いていた者が泥酔して父の所有する奴隷の一人に対して立腹して、これを殺してしまった。父はこの男の手足を縛り溝に投げこんでにおいて、自身のとるべき処置について教えを乞うため、アテネの解説役の許に人を遣わした。当人は飢と寒さのために使者が⁽³⁾ 帰ってくる前に死んでしまった。ユウティフロンは殺された者が身内の者であ

れ、他人であれ、報復は差別なく正当であると考えた。⁽⁴⁾ ユウティフロンはこの使用人を殺した父を告訴しようとするが、これに対して父も家族の者も怒った。その理由は父は殺人の下手人ではない。むしろ被害者こそ奴隷を殺した殺人犯人である。息子が父を告訴するのは不敬虔（*ἀνοσίτων*）であるという。⁽⁵⁾ ソクラテスは奴隷を殺した日雇人夫のために老齢の父を殺人罪で訴えるべきでないことを教える。⁽⁶⁾

またアステュフィロスの父エウテュラテスは土地の争いで弟のテュディッポスに殴られて死亡した。しかしその家族によって告訴は行われなかったが、アテネの刑法には、殺人罪については時効はなかったのである。⁽⁷⁾ 殺人については告訴は被害者のための復讐であり、故人の霊の怒りを犯人の死刑により宥めるのが遺族の義務であるという意識があった。⁽⁸⁾ ここでは復讐（*τιμωρία*）という語が正当な刑罰の意味に用いられている。⁽⁹⁾ プラトンは殺人犯人は必ず犯した罪と同じ罰を受けるべきであるとする。それが正義（*δίκη*）というべきである。友にはよいことをなし、敵には悪しきことをするのが正義である。⁽¹⁰⁾ ある面では全能で干渉的な国家が、人命に関するときには家族（*oikos*）とか親族団体にのみ放置していることは許されない。紀元前4世紀頃まで行われていたドラコン殺人法にては訴追権を認められた近親（*ἀρχιστεία*）は被害者の従兄弟までの成年男子であった。プラトンは訴追を義務とし、告訴しない遺族には穢れと神の怒りが生ずるとし、かかる怠慢な遺族を告訴する権利を親族以外の者にも認め⁽¹¹⁾ている。これはホメロス時代からの穢れ（*ἀγρος*）、血の穢れ（*αἵματος*）の意識である。これを追い払うのが清浄（*καθαρός, ὄσιος, εὐαγής*）の意識である。⁽¹²⁾

合法殺人の場合は穢れは生ぜず、国外退去の必要もない。デモステネス（*Demosthenes* 384-322 B.C.）もプラトンと同様に強盗に抵抗して彼を殺したとき、路上で追剽に襲われて彼を殺したとき、妻・母・姉・妹と通じている姦夫を現場において殺したとき、競技中の過失致死、戦時中誤って味方を殺したとき、アテネの法律では国外退去もなく無罪とする。⁽¹³⁾ またソロンの法では家に侵入した夜盗を家のうちで殺した場合、合法殺人としている。⁽¹⁴⁾ 無意殺人（*ἀκούσιος φόνος*）について、プラトンは、競技中、戦時中、武事訓練中の過失致死の責任はデルフォイの命ずる掟に従って清めを行えば（*καθαρθείς*）穢れはないとする。

医療中に病人を死なせた医師は穢れはない。⁽¹⁰⁾無意殺人を犯した者は1年間国外退去を命じ、清めの終らないうちは神域に入ることが許されなかった。もしこれを犯せば、何人も彼を告発し、5年間国外追放の刑に処することができた。⁽¹⁶⁾

(註)

- (1) J. W. Jones, *The law and legal theory of the Greeks*, Oxford, P. 243.
R. J. Bonner and G. Smith, *The Administration of Justice from Homer to Aristotle*, Vol. 1, Chicago, P. 168ff.
- (2) Platon, *Euthyphron*, 3c.
- (3) *Ibid.*, 4cd.
- (4) *Ibid.*, 4b.
- (5) *Ibid.*, 4de.
- (6) *Ibid.*, 15d.
- (7) C. R. Marrow, *The murder of slaves in Attic law*, P. 22.
- (8) Antiphon, IV 1-6, V 88, VI 6.
- (9) Platon, *Nomoi*, 874d, 943d.
- (10) *Idem.*, *Politeia*, 332d.
- (11) *Idem.*, *Nomoi*, 868b, 871b.
- (12) Demostenes, XXIII, 53, 60.
- (13) Platon, *Nomoi*, 874bc.
- (14) Solon, XXIV, 113.
- (15) Platon, *Nomoi*, 865ab.
- (16) *Ibid.*, 865bc.

(10) アテネのオストラキスムス

アテネにおいて民主制を実現する大改革は紀元前6世紀末にクレステネス(Kleisthenes)によって行われた。クレステネスはアテネの名門アルクメオン家(Alkmaionidai)の出身で、父はメガクレス、母はアガリステといった。アガリステはシキュオンの僭主クレステネスの娘で、クレステネスという名は母方の祖父から受け継いだものである。紀元前(525-524 B. C.)にクレイ

ステネスはアテネのアルコン（Archon）をしていた。しかし、当時アテネにおいて僭主ヒッピ阿斯（Hippias 在職 527-510 B. C.）が暴政を専らにしていた。クレイステネスはデルフォイの巫女と親密であった。スパルタ人がデルフォイの神殿に来る毎に、巫女はアテネを僭主から解放するように告げた。そこでスパルタ王クレオメネス（Kleomenes -487 B. C.）はアテネを攻撃した。ヒッピ阿斯はテッサリアの騎兵の援けを得て防戦をした。しかし、テッサリア兵は大打撃をうけて祖国へ引き返した。アテネの僭主ヒッピ阿斯は善戦したが、その子女がスパルタ軍に捕えられたので降伏して国外に亡命した。そこで50年間続いたアテネの僭主制は倒れ、国外にあったクレイステネスは帰国した。紀元前511年であった。クレイステネスは彼の政敵であったイサゴラスと対抗することになった。クレイステネスは民主制を行わんとし、イサゴラスは僭主制を維持せんとした。スパルタ王クレオメネスは兵を率いてアテネに來り、クレイステネスと彼の味方700家族を追放した。スパルタ王クレオメネスはアテネにあった評議会（Boule）を廃して、300人の寡頭制を樹立せんとした。そこで評議会はこれに抵抗して交戦をした。イサゴラスとスパルタ王クレオメネスは敗れて国外に退散した。かくて評議会はクレイステネスを国外亡命から帰還せしめた。イサゴラスが国外に亡命したので、クレイステネスは帰国してアルコン（Arkon）になったのである。

クレイステネスの改革のうち最も重要なものは部族（Phyle）である。部族は氏族制度である。氏族制の最小のものが氏族（genos）であり、それが30集まって兄弟団（Phratría）となり、更にそれが三つ集まって部族（Phyle）となるのである。ドーリア系（スパルタ）のポリスではヒュッレイス（Hylleis）、デュマネス（Dymanes）、パンフェロイ（Pamphyloi）の3部族をもっていたが、イオニア系のアテネはゲレオンテス（Geleontes）、アルガデイス（Argadeis）、アイギコレイス（Aigikoreis）、ホプレテス（Hopletes）の4部族から成っていた。クレイステネスはこの4部族を解体して新しく10部族を編成した。エレクトェイス（Erecktheis）、アイゲイス（Aigeis）、パンディオニス（Pandionis）、レオンテイス（Leontis）、アカマンテイス（Akamantis）、オイネイス（Oineis）、ケクロピス（Kekropis）、ヒポトオンテイス（Hippothontis）、アイアンテイス

(Aiantis)、アンティオキス (Antiochis) と名づけた。予め選ばれた 100 人の祖先たるべき人のうちから 10 人を神託で選んで名祖とした。クレイステネスは 10 部族の制定について、編成単位として多数の区 (demos) と称する自治体をつかった。demos を基礎として全アテネを 30 のトリッテュス (Trittys) に分かち、トリッテュスを 3 群に分け、30 のうち、10 は市部アステュ (Asty) (中心の意) とし、他の 10 は海岸パラリア (Paralia) とし、更に残りの 10 を内地メソゲイオン (Mesogeion) とした。各群から抽籤で 1 トリッテュスを選び、3 トリッテュスで 1 フェーレ (部族 Phyle) を構成した。各フェーレは市部、海岸、内地のどれをも含むようになっていた。全アテネ人は自分の住んでいるデモス (区) に登録された。個人をよぶのに「…デモスの何某とよぶことになっていた。評議会 (Boule) も改められた。従来は 4 部族制を基礎として 400 人評議員 (Bouleutai) から成っていたが、クレイステネスは新部族 (Phyle) からそれぞれ 50 名の評議員を出させ、500 人の新評議会をつかった。この評議会は各デモス (区) の市民数に応じて比例代表を出して定められた。各区平均 3 名であったが、多いところでは 22 名のところもあった。市民数が 40 名に達しないところでは評議員を選出しないこともあった。滞留外人や解放奴隷に対しては、法律上の身分を与えて、新市民として登録だけがなされた。またオストラキスモス (Ostrakismos 貝殻追放) の制度はクレイステネスの創設である。僭主の出現をおそれて、毎年一定の月に、第 6 のプリュタネイス (Prytaneis 公会堂) において、オストラキスモスを行うかどうかを定めた。オストラキスモスを行うことが定まるとアゴラの一定の場所に垣をつくり、10 の入口から各フェーレ毎に投票をした。追放せんとする者の名を陶片 (Ostrakon) に記し、投票総数が 6,000 に達すれば有効となる。有効となれば最も多く名を書かれた者は 10 年間国外追放にされたのである。⁽¹⁾

(註)

- (1) D. Kagan, *The Origin and Purpose of Ostracism*, P. 30ff.
 K. J. Belock, *Griechische Geschichte*, Strassburg, I, sec. 125.
 R. Werner, *Die Quellen zur Einführung des Ostrakismos*, Athenaeum, S. 56ff.

